

令和7年6月定例会

令和7年6月24日(本会議) 一般質問

2 藤沢市の子育て環境について

(2) 子供の預かりサービスについて

石川: 未就学児を対象とした多様な預かりサービス事業について、本市ではどのような取り組みを行っているのか、また、現状の課題についてどのような認識をされているのかお伺いします。

子ども青少年部長: 子どもの預かり事業については、保育所等で実施している不定期な保育ニーズや、育児を休息するレスパイトを目的とした一時預かり、児童養護施設などで実施する短期の入所生活援助事業であるショートステイ及びトワイライトステイ、互助的な支援を行うファミリー・サポート・センター事業などを実施しているところでございます。これらの事業は、その根拠法令や実施に至った背景が異なることから、対象者、利用料金及び利用用途にそれぞれ違いがございます。

課題といたしましては、突発的なニーズに対応することの難しさや需給のミスマッチにより、保護者が希望する日時、場所で利用できないことが挙げられます。

石川: 様々な子どもの預かりサービスがある中で、令和8年度からはこども誰でも通園制度も始まります。選択肢が増えることは保護者にとって喜ばしいことですが、制度ごとに内容や対象が異なるため、自分に合ったサービスがどれなのか分かりにくいという声もあると思います。制度の違いや利用方法が一目で分かるような情報提供の工夫が必要ではないでしょうか。

子ども青少年部長: 現在、市では、令和8年度の開始に向け、乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度の準備を進めているところでございます。

本事業は、保護者のために預かるというのではなく、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて、子どもが健やかに成長していくよう、子どもの育ちを応援することを主な目的としたものとなります。一方で、保護者の視点においては、子どもを預ける形態での支援やサービスが増えるものとなることから、各種預かりサービスの対象や内容だけでなく、利用目的等を一覧化するなど、事業の役割分担を含め、利用する方が比較検討しやすい形で情報を発信してまいります。

石川: 育児休業中であっても、きょうだいが多くいる家庭では、育休とは名ばかりで、日々気を抜く暇もなく、育児に追われている保護者が多くいらっしゃると思います。特に

親族など身近に頼れる人がいない場合は、家事や上の子の育児まで1人で担わなければならない、精神的、身体的な負担は非常に大きくなっています。さらに、育休中は原則として保育園に預けられないという現行制度の運用の中で、支援の手が届かず、孤立感の中で限界を感じながら子育てをしている方も少なくありません。育児休業は、本来、育児に専念しながらも休養を得るための制度であるはずですが、実態としては、休むことができていないという声が多く聞かれます。

育児に支援を必要とする理由は、就労の有無だけで判断できるものではなく、家族構成や地域の環境、周囲の支援体制によっても大きく異なります。令和8年度から開始されるこども誰でも通園制度には、こうした多様な家庭の事情もしっかりと反映して、保護者の孤立を防ぐための支援策としても大いに期待しております。

子育て中の誰もが孤立することなく、安心して子育てできる地域社会の実現に向けて、私自身も引き続き情報発信に努めてまいります。